

平成 29 年度簿記検定試験実施要項

下松商工会議所

1. 試験会場

下松商工会議所2階 会議室

2. 試験開始時間

1級・3級 午前9時 2級 午後1時30分

3. 申込方法・場所

<窓口での申込受付>

- ① 所定の申込用紙に記入し、受験料を添えて窓口までお申してください。
- ② 申込用紙への記入は原則として受験者本人の自筆とします。
- ③ 申込手続は受験者本人の自筆であれば代理人でも可能です。
- ④ 電話・ファクシミリによる申込はできません。
- ⑤ 受験者は、2つの級を受験することができます。(但し、受験時間に注意すること。)
- ⑥ 申込み受付は、受付期間内の午前8時30分から午後5時までとします。
(但し、土・日・祝日の受付はいたしません。)
- ⑦ 受付後の取り消し、変更はできません。

受付窓口： 〒744-0008 下松市新川2丁目1-38 ☎0833-41-1070

<インターネットでの申込受付>

- ① 下松商工会議所ホームページ【<http://www.kvision.ne.jp/~kuda-cci/>】のインターネット申込画面よりお申してください。
- ② 受験料の他に、別途手数料(432円)がかかります。
- ③ 受験票は払込の時期に関わらず、試験日の約 10 日前に郵送にてお送りいたします。試験日の 5 日前になっても受験票が届かない場合は、下松商工会議所までご連絡ください。
- ④ 受付後の取り消し、変更はできません。

4. 科目・試験時間

級	科 目	試 験 時 間
1	(前半)商業簿記・会計学	1時間30分間
	休 憩	1 5 分 間
	(後半)工業簿記・原価計算	1時間30分間
2	商業簿記・工業簿記	2 時 間
3	商業簿記	2 時 間

5. 受験上の注意事項

- ① 試験に関し不正行為のあった受験者には、その合格を取り消し、以後の受験を禁止することがあります。
- ② 受験者は、試験会場においては、試験委員の指示に従ってください。それに従わない受験者には、退場を命ずることがあります。
- ③ 試験開始30分および試験終了10分前は退場できません。
- ④ 持参するものについて

受験票・筆記用具・身分証明書・計算器具

・筆記用具について

試験当日に持参できる筆記用具は、HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴムのみに限ります。

筆記用具、計算器具の貸出及び貸借はできません。

・身分証明書について

試験当日は、原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書(運転免許証や旅券(パスポート)、社員証、学生証など第三者が発行したもの。)

を持参してください。ただし、小学生以下の受験者については、必要ありません。

尚、試験当日、身分証明書を忘れた方は、当日、試験開始時刻前に試験員席まで申し出て「身分証明書の不携帯による本人確認申請書」を記入し、試験終了後3日以内に「本人控」と「身分証明書(コピー)」を郵送或いは持参してください。提出がない場合には「欠席」扱いになります。

・そろばん・電卓等の計算器具について

電卓は、計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込みできません。

○印刷(出力)機能 ○メロディー(音の出る)機能 ○プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓) ○辞書機能(文字入力を含む) ○通信機能

- ⑤ 配布する計算用紙について

試験会場で配布する計算用紙(白紙の用紙)はA4サイズ1枚(1級は「商業簿記・会計学」で1枚、「工業簿記・原価計算」で1枚の合計2枚)とします。

⑥ 簿記検定試験出題区分表及び許容勘定科目の改定について

「出題区分表」の一部を改定

平成 25 年 4 月 1 日施行 (<http://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/topics/25.php> 参照)

6. 合格基準・合格発表・合格証書・合格証明書

- ① 受験者の採点は、下松商工会議所試験委員によって行います。(1級の採点のみ日本商工会議所において中央審査を行います。)
- ② 合格基準は、100点満点で70点以上とします。(1級に限り1科目の得点が40%に満たない者は不合格となります。)
- ③ 答案の公開や返却はいたしません。但し、受験者の得点については、受験者本人からの要望がある場合、受験者本人であると確認できれば直接本人に回答いたします。
- ④ 合格発表は、受験8日後(1級のみ50日後に郵送)下松商工会議所1F掲示板並びにホームページにて合格者の受験番号を掲示します。
- ⑤ 電話による合否及び得点に関するお問合せには対応できません。
- ⑥ 合格証書の交付は、合格発表後、申込み用紙に記入されている住所へ送付いたします。(再発行はいたしません。)
- ⑦ 合格証明書は、合格証書を提示すれば発行できます。また、紛失した場合は本人と確認できれば発行いたします。なお、原則窓口での受け取りとします。合格証明書の発行手数料は、1,030 円(税込、送料・発送手数料別)とします。

「受験者への連絡・注意事項」へ続く

「受験者への連絡・注意事項」

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。小学生以下の方は、必要ありません。

●持参するもの

受験票・筆記用具・身分証明書・計算器具

いかなる場合であっても、筆記用具・計算器具の貸借・貸出は出来ません。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後とも受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

- 答案の公開、返却**
受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
- 合格証書の再発行**
合格証書の再発行はできません。
- 試験が施行されなかった場合の措置**
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
- 答案の採点ができなかった場合の措置**
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。